

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

地域森林管理支援センター便り

第3号 令和4年3月

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

市町村・県各機関・岐阜県地域森林監理士の皆様

地域森林管理支援センター（以下、「支援センター」という。）の活動にご理解、ご協力ありがとうございます。

昨年10月に開設しました支援センターですが、県林政課・農林事務所のご指導、市町村や岐阜県地域森林監理士の皆様のご協力により何とか支援業務を終えることができそうです。手探りで始めた支援業務が、どれだけお役に立てたのかと自問しています。

来年度も岐阜県森林組合連合会が地域森林管理支援センター業務を受託できるよう準備を進めております。具体的には、相談員を増強するとともに、今年度の経験に基づき、不足していた支援業務を補うことを検討しております。引き続き皆様のご利用をお願いいたします。なお、今年度の相談受付は、3月15日で終了いたしますので、3月16日から令和4年度の相談窓口業務開始までの間は、県の森林経営管理制度担当者へお問い合わせくださいようお願いいたします。

今回は、3月10日に実施しました岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修と改正民法・不動産登記法等の情報について報告します。

目次

1. 岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修会
2. 改正民法・不動産登記法等について

1. 岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修会

日時 令和4年3月10日（木）9:00～17:00

場所 ぎふ森林文化センター 3F 東濃ヒノキホール

講師 株式会社 CALICO DESIGN 代表取締役 藤井祐剛氏

参加者 岐阜県地域森林監理士 7名

その他 県担当 3名、支援センター 4名

この研修は、地域森林監理士が、主に市町村の首長ほか林務担当部局等に対して、森林・林業施策の企画提案を的確に伝えることを目的として、「わかりやすく伝える技術を身につけるプレゼンテーションの基礎」をテーマに企画しました。

3班に分かれ、講師が示す課題について、考え発表するというグループワークを重ねながら、プレゼンテーションでは資料作成から取組みがちだが、伝えたいことの整理や受け手のニーズの把握を先に行うことが一番大切であることなどを学びました。

最後に「岐阜県林政に関する企画提案プレゼンシナリオ デザインシート」を各班で作成

し、発表しました。講師からは、プレゼンの良い点、改善点を評価していただきました。

研修終了後のアンケートではすべての参加者が、プレゼン作成のプロセスが体系的に理解でき、大変有意義だったと回答を得ました。



藤井講師



デザインシート

2. 改正民法・不動産登記法等について

昨年 10 月に開催した弁護士相談会において、「所有者探索の尽くし方」の回答の中で品川弁護士が触れられた、改正民法・不動産登記法等について報告します。

昨年 12 月 14 日、所有者不明土地解消等のための、改正民法・不動産登記法等の施行期日政令の閣議決定がなされました。

これにより、意向調査等の所有者探索の効率化が期待されます。

- ・ 相続登記の申請義務化 令和 6 年 4 月 1 日
- ・ 民法の一部改正（共有制度の見直し等） 令和 5 年 4 月 1 日
- ・ 相続土地国庫帰属制度 令和 5 年 4 月 27 日

法務省ホームページにポスターやパンフレット、制度改正の概要が掲載されていますのでご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html

以上

地域森林管理支援センター

〒500-8356

岐阜市六条江東 2 丁目 5 番 6 号 岐阜県森林組合連合会内

TEL (058) 201-5013 FAX (058) 275-4398

E-mail : fshien@g-moriren.or.jp

担当 常富 覚 日比野 基宏 中島 義雄